

府 統 委 第 49 号
平成 28 年 3 月 22 日

総 務 大 臣
山 本 早 苗 殿

統計委員会委員長
西 村 清 彦

平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果について（意見）

標記審議において、公的統計の改善に係る横断的な課題に対応し、質の高い公的統計の整備に向けた方策を、別添のとおり取りまとめたので、その推進を図る観点から、統計及び統計制度を所管する貴職に、統計法第 55 条第 3 項の規定に基づく意見として提出します。

質の高い公的統計の整備に向けて

統計は、政策の立案、決定及びその評価、学術研究、産業創造での活用にとどまらず、広く国民の意思決定等を行う上で極めて重要な社会基盤であり、我が国全体の経済社会の実態を的確に映し出す鏡の役割を担っている。その役割を十分果たすために、全ての公的統計において、以下の取組を着実かつ速やかに推進すべきである。

1. 統計的手法を活用した統計作成・提供の改善を図る取組を進め、統計精度の向上を図ること

平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)において整理した、母集団情報の検証及び整備、標本替え時に発生する断層等の縮小、回収率の向上、欠測値・外れ値への対応、母集団推定における補正、精度検証の定期的実施と結果の公開及び調査方法等の改善など、統計手法を活用した改善を進め、統計精度を向上させるべきである。

2. 景気判断指標としての適切な統計・指標を作成・提供すること

多くの統計は、経済状況の変化に注目する景気判断指標としても広く利用されているが、もともとは一時点の経済状況を把握するために作成されており、ある時点から次の時点への変化を把握するには必ずしも適していないという制約も存在する。従って、継続標本から作成した系列を参考提供することを検討し、景気判断指標としてよりふさわしい指標の作成・提供を図るべきである。

3. 一層の情報提供の充実・強化を図ること

統計には作成上の限界もあるため、統計を利用する際には、統計の作成方法や特性を十分理解したうえで、その精度についてはある程度の幅をもってみる必要がある。そこで、統計作成者は、統計の定義、抽出方法、作成方法、調査の実施状況、集計方法など必要な情報を、統計利用者に分かりやすく提供していくべきである。また、精度検証や関連統計との比較分析の結果等の情報開示も充実すべきである。さらに、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むべきである。

4. 統計改善の徹底に向けた体制整備を図ること

統計委員会が今回示した改善の取組を確実に実現するために、次のことに取り組むべきである。

- 継続的に、統計委員会が統計技術的な視点から精度向上策の審議とフォローアップを行い改善の取組の進捗を確認する必要がある。そのために、次のPDCAサイクルを構築し、従来の枠組みにとらわれることなく、統計改善の取組を図るべきである。

すなわち、統計委員会の意見を基に総務省が統計精度に関する検査を定期的実施して統計委員会へ報告し、統計委員会が全府省の協力の下で審議を行い、これを通じて課題解決の方針を出す。それに基づいて統計作成府省が改善の取組を行い、総務省がその実現状況を精査して統計委員会に報告する。統計委員会はその報告によって評価し、必要なフォローアップを総務省に求める。総務省は各府省との連携・協力を通じてその実現を担保する。

- 各府省及び調査現場である地方公共団体が、統計委員会が指摘した課題解決の方針に基づく統計改善の取組を着実かつ速やかに進めるための統計リソース（人、予算）を確保すべきである。
- 府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきである。必要ならば従来の枠を超えた統計作成・統計リソースの配分も視野に入れるべきであり、総務省（統計局・統計研修所）・独立行政法人統計センターが有する専門的人材を活用した支援も考えるべきである。

5. 新しい「統計情報」の活用を検討すること

公的統計において、行政記録情報や官民が保有するビッグデータを含めた「統計情報」の活用を検討すべきである。